

# 日本ビル経営管理士会設置規程

## 〔設置〕

第1条 一般財団法人日本ビルディング経営センター（以下「センター」という。）に日本ビル経営管理士会（以下「士会」という。）を設置する。

## 〔名称の英文表示〕

第2条 士会の名称の英文による表示は、Japan Building Managers Society（略称JBMS）とする。

## 〔活動〕

第3条 士会は、ビル経営管理士及びビル経営管理主任（以下「ビル経営管理士等」という。）の資質の向上を図るため、ビル経営管理に関する共同研究、研究交流、知識及び技能の普及等に関する活動を行うとともに、ビル経営管理士等に対する社会的理解の促進を図るための活動を行う。

## 〔運営の基本方針〕

第4条 士会の運営に当たっては、ビル経営管理士等がプロフェッショナルとしての自覚を持って、日々研鑽に努め、会員相互の研究交流を活発に行い、自らの資質の向上を図るとともに、ビル経営管理士等に対する社会的信頼の確立・向上を図るような自発的な活動が促進されるようできる限り配慮することとし、士会が将来、自主性を持ったプロフェッショナル団体に成長発展を遂げることを目標とする。

## 〔会員〕

第5条 士会の会員は、次の者とする。

- (1) ビル経営管理士会員
- (2) ビル経営管理主任会員
- (3) ビル経営管理士試験合格者会員
- (4) 特別会員 ビル経営に関し見識を有する者であって、会の運営上必要と認めてセンター理事長が委嘱した者。

## 〔会費〕

第6条 会員は、年額7,000円の会費を納入しなければならない。

## 〔入会及び退会〕

第7条 ビル経営管理士等は、会費を添えて入会申込書を提出することにより、入会することができる。

2 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

## 〔役員〕

第8条 士会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 専務理事 1名
- (3) 理事 10名以上15名以内（会長及び専務理事を含む）

- 2 会長は、士会を代表し、会務を統括する。
- 3 専務理事は、会長を補佐し、会務を掌握する。
- 4 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところにより会務を行う。

〔役員を選任〕

第9条 理事は、センター理事長が委嘱する。会長及び専務理事は、理事の互選により定める。

〔役員任期〕

第10条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関するセンターの定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

〔理事会〕

第11条 理事会は、理事をもって構成し、士会の運営に関する重要事項について審議決定する。

- 2 理事会の議長は会長とする。

〔事業計画・予算及び事業執行〕

第12条 士会に係る収入及び支出は、センターの予算に計上するものとし、士会の事業は、センターの理事会において議決された事業計画及び予算に従い、センターが執行する。

〔収支予算の経理〕

第13条 士会に係る事業の収支を明確にするため、センターの収入及び支出の予算項目に、それぞれ該当科目を設けて収支予算を経理する。

〔地方支部〕

第14条 士会は、必要な地に支部を設けることができる。

〔施行期日〕

第15条 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、センターの設立の登記の日から施行する。